

し尿収集運搬料金の評価について

令和7年11月

屋久島町廃棄物減量等推進審議会

1 現状

(1) 処理量の推移

本町では、生活排水であるし尿においては、合併浄化槽、農業集落排水施設、屋久島クリーンセンター（以下、「CC」という。）で適正に処理することとされています。

また、生活排水の処理形態別人口のうち、し尿汲み取り人口については、合併浄化槽の普及などにより減少が続いており、それに伴い、し尿の処理量の推移は下表1のとおり、CCの工事を始めた頃の平成10年度当時、し尿の割合が約40%から令和6年度では、約25%まで減少しております。

表1 し尿処理量の推移

単位：kℓ

	平成10年度	平成20年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1998年度	2008年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
浄化槽	6,457	9,581	9,857	9,934	9,256	9,586	9,565	9,294	8,876
し尿	4,320	2,876	3,036	2,753	2,883	2,807	2,916	3,038	3,050
計	10,777	12,457	12,893	12,687	12,139	12,393	12,481	12,332	11,926
浄化槽	59.91%	76.91%	76.45%	78.30%	76.25%	77.35%	76.64%	75.36%	74.43%
し尿	40.09%	23.09%	23.55%	21.70%	23.75%	22.65%	23.36%	24.64%	25.57%

(2) し尿処理体制の現況

し尿処理体制については、行政区域内を北部・南部の2つの区域に分割して収集し、CCへ搬入し処理を行っています。

し尿の収集運搬は、許可制により実施しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく町の許可を受けた2者が、それぞれ担当する区域について行っています。

許可制とは、利用者と許可業者間で申込みや手数料（汲み取り料金）の支払いを行い、許可業者が汲み取りを行う制度です。

なお、各業者の保有するバキューム車の総台数は12台となっています。

表2 廃棄物処理法で定める3つの処理体制

区分	直営	委託	許可
実施主体	市町村	市町村	許可業者
収集運搬方法	市町村	委託	許可
収集運搬費用	市町村	委託料	手数料
収集料金	市町村の歳入	市町村の歳入	許可業者の収入

(3) 汲み取り料金の設定

廃棄物処理法第7条第12項の規定により、一般廃棄物処理業者が利用者から徴収する料金は、市町村の手数料条例による制限を受けることになります。

これは、行政が直営（委託を含む）で行う処理について手数料を定めた場合と、民間業者が取り扱う場合とで、利用者に不公平をきたさないために、条例で定めた料金を最高額とし、この額に相当する額を超える料金を受けてはならないと規定されていることによります。

しかし、本町のし尿の収集は、その全てを許可業者が行っているため、条例で料金を定めることができず、許可業者が料金を決定することになり、当該料金は制限を受けないこととなります。

ただし、汲み取り料金は、多分に公的要素を有しており、許可業者がそれぞれ料金を定めた場合、料金に差が出ることで利用者間に不公平が生じるため、「料金は原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等適正かつ合理的なものとするのが望ましい」と法解説されています。

このようなことから、本町の汲み取り料金は、屋久島町廃棄物減量等推進審議会に諮問し、当該審議会の答申を受けた後、審議結果を踏まえた意見を許可業者に通知し、この意見をもとに、許可業者が決定しています。

(4) 汲み取り料金の設定

本町の汲み取り料金は、平成19年度の市町村合併以降、消費税のような特殊事情を除き、据え置かれております。

表3 現行の汲み取り料金（税抜き）

基本料金	180ℓあたり	1,700円
超過料金	18ℓごとに	170円

参考 市町村合併以降の汲み取り料金（180ℓあたり）

		事項	税率	税抜価格	税込価格
平成19(2007)年	10月	市町村合併	5%	1,700円	1,785円
平成26(2014)年	4月	税率改正	8%	1,700円	1,836円
令和1(2019)年	10月	税率改正	10%	1,700円	1,870円

2 課題

前述のとおり、現在、本町のし尿収集運搬許可業者は2業者であり、下表のとおり、業者が保有するバキューム車の総台数は12台になっています。

また、町内のし尿収集世帯数はおよそ1,300世帯になっています。

表4 し尿収集運搬許可業者及び収集の概要（令和7年10月1日現在）

業者名	糞尿車台数	収集世帯数	事業の範囲
有限会社 光清掃社	7台	約800	町内全域
有限会社 屋久島衛生社	5台	約500	南部

※業者から提供された情報を概算・加工した値

し尿の収集対象世帯数及び収集量は、人口の減少及び合併浄化槽の普及などに伴い減少の一途にあります。加えて、世帯人員の減少による1収集箇所あたりの収集量の減少、収集箇所の点在化等により効率的な収集が困難な状況となっています。

これらの要因で許可業者の業務運営が不安定となり、結果として、住民サービスの低下にもつながることが懸念されます。

一方で、建設現場やイベント等において仮設トイレを設置することから、本町のし尿収集量は、今後においても少なからず発生し、なくなることはありません。

また、災害に備えて一定の処理ができる体制を維持する必要があります。

以上のようなことから、今後、将来にわたって安定した住民サービスを確保するためにも、許可業者の収入源である汲み取り料金は、昨今の物価高傾向の変化に適応したものである必要があります。

3 汲み取り料金の評価

現行の汲み取り料金について、以下の観点で評価を実施しました。

- ① 原価計算
- ② 他自治体との比較

① 原価計算

表5 汲み取り割合及び搬入量

浄化槽契約数	*約 3,000 戸	単独槽を含む (令和 6 年度実績)	a
汲み取り世帯数	*約 1,300 戸	令和 6 年度決算実績値	b
汲み取り世帯割合	31.8035%	$b/(a+b)$	A
搬入量	3,049.68 kℓ	2 業者年間搬入量 (令和 6 年度実績)	B

*事業所情報につき概数で表示

表6 車両に係る総経費 (浄化槽汚泥分も含む年額)

科目	金額	算入経費内訳	
人件費	64,920,028 円	給与・賞与・諸手当	c
法定福利費	10,662,497 円	社会保険料等	d
福利厚生費	1,343,833 円	被服費等	e
車両費	17,111,156 円	原価償却費・燃料費・修繕費	f
車両諸経費	692,720 円	車両公租公課・保険料	g
管理経費	14,209,535 円	$(c+d+e+f+g) \times 15\%$	
合計	108,939,769 円		C

表7 し尿収集運搬原価

汲み取り割合	34,652,075 円	$C \times A$	D
1 搬入当たりの経費	11.36 円	$D \div (B \times 1000)$	E
1 単位	180 ℓ		F
し尿収集原価	2,045 円	$E \times F$	

※し尿収集原価は消費税相当分を含まない

② 他自治体との比較

熊毛1市3町の状況は表8のとおりでした。

直近の改定では、南種子町において令和6年4月1日付けで1,900円/180ℓから2,300円/180ℓ（内税）に改定されております。

表8 熊毛地域の汲み取り料金

	屋久島町	西之表市	中種子町	南種子町
収集区分	許可	許可	許可	許可
人口	11,624人	13,962人	7,343人	5,299人
非水洗化率	8.3%	5.1%	21.6%	15.4%
業者数	2業者	2業者	1業者	1業者
し尿収集量	3,038 kℓ	4,497 kℓ	2,318 kℓ	1,834 kℓ
汲み取り料金※ 180ℓ当たり（税抜）	1,700円	1,620円	1,548円	2,090円 内税を税抜き表示した値

出典 環境省 令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果より

汲み取り料金※：各自治体照会による（令和7年8月1日現在）

（参考） 鹿児島県内汲み取り料金

施設名	構成自治体	金額（180ℓの場合に計算したもの・税抜）
鹿児島市衛生処理センター	鹿児島市	1,700円
鹿屋市衛生処理場	鹿屋市	1,500円
アクアセンター万之瀬 南薩地区衛生管理組合	枕崎市・日置市（伊集院・日吉・吹上）・ 南さつま市・南九州市	A・B社 1,800円（R1.10改定） C社 1,620円（R2.5改定）
川内汚泥再生処理センター	薩摩川内市	川内・東郷・樋脇管内 1,710円
衛生センター 北薩広域行政組合	阿久根市・出水市・長島町	阿久根市・長島町 1,800円 出水市 1,700円
串木野衛生センター いちき串木野市・日置市衛生処理組合	いちき串木野市 日置市（東市来町）	いちき串木野市 1,350円 日置市 200ℓまで 1,800円
伊佐市衛生センター	伊佐市	1,170円
さつま町環境センター	さつま町	1,318円
瀧ノ上クリーンパーク 南大隅衛生管理組合	錦江町・南大隅町	A社 1,500円 B社 1,527円
垂水市環境センター	垂水市	1,500円（H31.4改定）

出典 令和7年度 第61回鹿児島県し尿処理施設連絡協議会定例会

「施設及びし尿処理状況・維持管理運営調べ」

4 評価結果

①②について総合的に勘案した結果、適正かつ合理的な汲み取り料金は、下表9のとおりと判断しました。

表9 汲み取りの適正料金（外税）

基本料金	180ℓあたり	2,000円
超過料金	18ℓごとに	200円

表10 現行料金との比較

		現行	適正料金	差額	増加率
基本料金	税抜	1,700円	2,000円	300円増	17.65%
	税込	1,870円	2,200円	330円増	
超過料金	税抜	170円	200円	30円増	
	税込	187円	220円	33円増	

このほか、臨時的に発生する仮設トイレの汲み取りについては、1件あたりの収集量が少ないこと、業者の収集計画外の収集となること等から、通常の汲み取り以上に経費が掛かることは明確であるため、別途料金を加算することが妥当であると思料します。

加算額については、主な排出者（仮設トイレの設置者）が事業者であり公的要素が乏しいことから、評価しないものとします。